B'.4.0.0.1(第一部)

武装解除の実施に伴い、軍人は現在、ぼつぼつ武装解除に於ける「日本軍隊は完全に武装を解除せられたる後、各自の故郷に復帰し、平和的職業に就き、以て点検の出頭を待ち、その結果に基づき、解隊復員せしめられるべし」との規定に基づき、解隊復員せしめられ、基下その大部は終了したのであるが、なお、陸軍に於ては一部の部隊が夫々作業部隊長及び警察部隊等の名の下に、現留せしめられ、内地諸港の日を待つている。

なお、職業軍人に対しては内地居住者に準じ帰省として処遇するより其の他に別命せられた者は、概略に約二、三〇〇名中別の確定した者七〇〇余名と称せられている。

新憲法の施行に伴い「軍人」以外の兵役に服する者は、外地に於て連合軍の要望により作業に従事して居る者等の取扱いは既命により、現に陸海軍に属し復員していない者はその常の復員するまで従前の職務に専念する未復員者としての

職務に秩序を保つて従事するものとせられ、給養等は従前の例によつて行われる事となつている。

武装解除を完了した日本軍の武器弾薬は、内地に於ては すべて米第八軍に、又外地に於ては夫々の軍の手に渡された後破壊又は処理せられ、完全に軍は実質的能力を失つた。

最近米軍の得る所に依れば、米第八軍の処理した此の種兵器の内訳は、航空機八〇〇〇台、弾薬九九万六千瓩、小兵器類三百三十四万、各種火薬九万九千、吸草一千五百瓩、車輌類一万六千台と称せられている。

なお、民間に所持する武器に就いても一昨年十月二十三日日本民間武器引渡しに関するGHQの指令を受領したので日本政府としても「銃砲等所持禁止令の件」を公布して具体的措置を採つた。

B'.4.0.0.1(第二巻)

(二)海　軍

一、復員庁

(イ)大本営の廃止　昭和二十年十一月三十日

(ロ)陸軍省、軍令部、鎮守府、警備府、航空廠、学校、陸兵隊、病院、工廠等部隊官衙の廃止　昭和二十年十二月一日

(ハ)第二復員省の設置　昭和二十年十二月一日

旧陸軍の復員業務を継承する機関として新に文官官職たる第二復員省が設置せられ幣原首相がその大臣を兼務した。

又横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大阪、大湊の各鎮守府及び警備府は各地方復員局となり又各縣に地方人事部が設置せられて各地方復員局の出先機関として復員業務の一部を分掌することとなつた。

(ニ)復員庁の設置　昭和二十一年六月十五日

第一、第二復員省が廃止されて新に内閣に復員庁が設置され第一、第二復員省の業務をそう合継承することとなり第二復員省の業務は第二復員局が継承することと成つた。

なお地方人事部も第一復員省のものと併合新に各縣に知事管理下に地方世話部が設けられてこれに継承されることとなつた。

(ホ)地方世話部の各地方機関への吸収　昭和二十二年五月三日

新憲法の制定と共に各地方世話部は各都道府縣の民政部（局）内の一機関として吸収された。

二、復員状況

(イ)終戦時における海軍在籍員数

(1)軍　人　一、八一一、一六九

(2)軍　属　九一、七三〇

B'.4.0.0.1(第二部)

(ロ)昭和二十二年六月一日現在の状況

(1)傷病者	軍人	一二九八一三三
	軍属	八一六三二九
(2)戦死者	軍人	一二八三七九
	軍属	四七九四三
(3)未帰還	軍人	一三〇七六
生存確	軍属	八八三〇
病死及		
の者		
(4)行方不明	軍人	一六九六八一
及び未処理	軍属	三三四八一

三、軍人の身分

昭和二十年十二月一日以後本邦内居住の軍人は全部予備役に編入せられたが昭和二十二年五月三日新憲法施行と同時に軍隊は解消、旧軍人の身分は内地に在ると外地に在るとを問わず全部消滅することとなつた。

四、船舶兵器諸物件の処理

終戦と共に開始し外地船兵器物件の連合軍への引渡しは既に終了している

(イ)現在第二復員局で保管中のものは第二復員局に課せられた任務遂行上必要なものばかりで概ね左の通りである

(1)第二復員局及び各地方復員局の使用している施設建築物

(2)保管船（昭和二十二年六月一日現在）

特別保管船	一三六隻	一二〇、九〇〇噸
行動不能船	一五五隻	一二〇、四〇三〃
建造中の船	四七隻	二九、七八五〃
雑船	二七五隻	九、六〇〇〃
計	六一三隻	二八〇、六八八〃

(3)掃海船（昭和二十二年六月一日現在）

一三八隻（約四万噸）現在掃海作業に従事中で

B'.4.0.0.1(第一部)

ある

(4) 右船舶保管並びに掃海作業に必要な　品、被服、食糧燃料並びに諸機具

(ロ) 連合軍へ引渡されかものは概ね左の如く処理されている

(1) 船舶

第二復員省に保管を指示されているもの及び掃海に使用中のもの外戦闘用船舶は全部沈没又はスクラップ化された

(2) 船舶

雑役船は一部進駐軍で使用するもの外内務省に返還されて他の官廳又は民間に拂下げ民生用に使用せしめられている。

(3) 航空機、兵器

全部破壊スクラップ化されている

(4) 施設

各施設は連合軍使用のものの外内務省に返還されて学校等は諸学校又はその他の居住に病院は大部分國立病院に、航空隊の飛行場は農園にという様に極々民生に利用されている。

(5) 燃料、備品、被服、糧食

必要量以外は全部内務省を通じ官廳又は民間に放出民生に使はれている。

B'.4.0.0.1(第一巻)

日本の民主的平和国家化の第段階

日本の民主的平和国家化政策は、一般的には、連合国軍隊にとつた措置、また民主化令の発令または軍隊撤退をいう軍隊撤退による。日本政府の責任とし第つた措置は、概要次のとおりである。

1、武装解除

(イ)軍隊の武装解除と復員

昭和二十年九月二日の降伏文書、一般命令第一号および第二号により、陸海軍の武装解除の命令があり、また連かなる復員が命ぜられた。帝国臣民内地に二一八万六千、外地に五六八万、合計約五九〇万の復員があつたが、内地部隊は昭和二十年十月武装解除と復員整理を行うものを除く復員を完了、外地部隊も武装解除を終へ、同十月より内地復員を開始し、マッカアーサー元帥は十月十六日をもつて日本軍の武装解除を完了した旨宣した。外地部隊の帰還

は昨年二月より開始軍のリバティ船団第一〇〇隻、一、三〇〇人宣言の受諾をうけ戦争は大いに進ちょくし、東亜各地邦人三二一万人の内地引揚も同時に進行した。なおソ連地区在留邦人八七万（一般邦人約一五〇万）の帰還は、ソ連の宣言明せずおくれていたが、連合国の折衝により昨年十二月協定成立、毎月五万あての輸送が開始されている。また南西方面に約一〇万が現地に作業隊として雇用せしめられており、本年三月から送還が開始されたが、完了見込は不明である。かくて本年三月末現在において海外邦人六八八万（内軍人三六八万）中五三〇万人が引揚げ戦災復興作業増強一万、南方作業隊一〇万中約六引揚済、中国方面の雇用者七千名外は、シベリア方面に抑留された元軍人など、大部分ソ連地区に残留する一五〇万が未帰還となつている。

B'.4.0.0.1(3-4)

国際連盟規約の改正

昭和三十年六月三日の一般総会第一号決議により、国際連盟規約第六十六條第二項及び第十七條の改正案が採択せられたるもの及び右改正案に対する我が国の加盟を承認する旨の閣議決定をもつて総理大臣の閣議を求め、国際連盟の改正規約第六十六條第二項及び第十七條の改正

いわゆる連盟軍人について、ヴェルサイユ条約第二編第二章第二節第六條第二項の規定は、連盟の費用で連盟の目的のために使用せられる軍隊、警察又は憲兵に適用せられるものとして

B.4.0.0.1(第二巻)

[illegible]

X

カイロ宣言の條項の履行による主權行使区域の縮小

門 行政権行使区域の制限

一、九四三年のカイロ宣言及ポツダム宣言により日本の主權は本州、北海道、九州および四国ならびに連合国の決定する小島となることになつている。昭和二十一年一月二十九日の勅書により、日本の行政権停止区域、北緯三十度以北の琉球（南西諸島を含む）千の島列島および竹島等は、これに対し日本国は日本本土より除外された旨宣言された。これに対し日本国は日本本土より除外された旨宣言後ただちに同盟司令部に通知したところ同三月二十二日附覚書をもつて、琉球諸島および南西諸島を日本本土の行政権内に入れる旨覚書されたり。とかく諸小島の帰属の最終的決定ではないが日本国の立場で所つてゐるが、我方では同年四月の講和条約発効後、琉球諸島帰属問題

B.4.0.0.1(2-6)

共産党が支配し、居住者は区域を明らかにしない。

(ロ)居留区域の解除

昭和二十年九月二十七日東京の居留区域が廃止されたが、その数十一月五日に至り、一部を除き、同十一月三十日に以後公館及別館が許可されることになつた。その後昭和六年六月米国政府に通牒、新可条約を期限北緯二十四度まで取消後百六十五度まで、新海外よび南西方へ少し広めることを貿易委員会に於かつて行はれた。

3、駐華治外法権の撤廃

(イ)駐華治外法権者の撤廃

昭和二十年九月十一日重慶政大陸が連合軍により撤廃された。

同後引続き駐華治外法権者の撤廃が行はれている。西方の中入により日本政府にかいて撤廃の上引渡すとともつている。が、本年三月末までに来つた撤廃の数今は、一四二件、二、二八四名である。この間名称撤廃者の数及と撤廃には、指令により内務省および第一、第二管区警察があたつて来たが、既る国籍を証明している。その原因としては指示されたる氏名の不正確、貿易の不足をなでであり、新月末撤廃者六二四名中証拠者不明のものが六割五分に達している。なお外地にあつても駐留者撤廃が撤廃され、処罰されつつあるが、その数は約一万である。

(ロ)駐華治外法権者の使用

B.4.0.0/(4-3)